

鹿屋市人事発令規程の一部を改正する訓令

鹿屋市人事発令規程（平成18年鹿屋市訓令第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2 勤務延長の項を次のように改める。

勤務延長	1 地方公務員法第28条の2第1項の規定により役付職員の職から役付職員を除く職員の職に降任させる場合 〇〇〇〇 氏 名 地方公務員法第28条の2第1項本文の規定（役職定年）により〇〇に補する 〇〇部〇〇課勤務を命ずる 給料月額は鹿屋市職員の給与に関する条例附則第24項及び第26項の規定により算定される額とする 2 役降りしない場合 〇〇〇〇 氏 名 〇〇部〇〇課〇〇に補する 給料月額は鹿屋市職員の給与に関する条例附則第24項の規定により算定される額とする る	
------	---	--

別表第2 勤務延長の終了の項文例の欄中「第28条の3」を「第28条の7」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。